

## 長野県企業局の湯の瀬いとおしき発電所電力受給仕様書（案）

## 1 適用

この仕様書は、長野県企業局（以下「売渡人」という。）が所有する湯の瀬いとおしき発電所（以下「発電所」という。）で発電する電力の売電に適用する。

## 2 業務内容

## (1) 概要

売渡人は、発電所の発生電力から発電所内で使用する電力（以下「所内電力」という。）（発電所が送電停止中に必要とする所内電力を除く。）を除いた電力全てを〇〇（以下「小売電気事業者」という。）に売電するものとする。

## (2) 対象発電所

|              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 発電所名         | 湯の瀬いとおしき発電所                          |
| 所在地          | 長野市大字入山字念佛寺沖 5179-2                  |
| 発電形式         | ダム式                                  |
| 電気方式         | 交流 3 相 3 線式                          |
| 最大出力         | 860 kW                               |
| 周波数          | 60 Hz                                |
| 電圧           | 6 kV                                 |
| 力率           | 95%                                  |
| 発電所運用に係る制約事項 | 湯の瀬ダム及び裾花ダムの水位運用、水道用水及び農業用水供給に係る制約あり |

## &lt;特記事項&gt;

- ア 発電所の最大出力は、売渡人の都合により変更となる場合がある。
- イ 令和8年9月1日からの運転開始を予定しているが、この日までに運転開始できない場合は、売電期間変更の協議に応じること。
- ウ 現在、FIT制度適用の認定を受けており、FIP制度適用への変更申請を行う予定である。FIP制度の適用日は令和8年9月1日を予定している。なお、FIP制度が適用にならなかつた場合は、別途協議する。
- エ 追加性電源の検証については、売渡人において実施し、令和8年3月までに完了する見込みである。

## 3 期間及び電力量

## (1) 売電期間

令和8年9月1日0時から令和14年3月31日24時まで

## (2) 売電電力量

19,279 kWh (2,029 kWh + 3,450 kWh / 年 × 5年間) とする。

売渡人は、天候、保守作業、機器故障等により年間供給電力量に変動が生じても、発電した全量（ただし所内電力を除く。）を売却し、小売電気事業者は、全量購入するものとする。

また、発電量に変動が生じた場合でも、売渡人は補償金等一切の金銭的負担をしない。

## (3) 月別予定電力量

別表のとおり

#### 4 発電見込みの通知

売渡人は、小売電気事業者に対し、発電所の発電パターン及び1日の電力量予測値（以下「発電見込み」という。）を通知する。発電見込みの通知方法及び通知時刻については、売渡人と小売電気事業者との協議により定める。

#### 5 発電の停止および制限

売渡人は、発電見込みの通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更できるものとする。なお、売渡人は、可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努めるとともに、発電停止および制限が1週間以上に渡ると見込まれるときは、速やかに小売電気事業者へ通知するものとし、通知方法等は協議により別に定める。

- (1) 発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) ダム（湯の瀬ダム及び裾花ダム）及び利水者からの要請
- (4) 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- (5) 送配電事業者からの要請
- (6) 送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障

#### 6 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

売渡人は、設備の機能を維持するため、点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、売渡人は発電停止日時等を小売電気事業者へ事前に通知する。通知の方法等は協議により別に定める。

#### 7 電力料金

##### (1) 電力料金の算定

###### ア 電力料金の算定方法

小売電気事業者が売渡人に支払う毎月の電力料金は、当該月の受給電力量に、提案のあった買取単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\boxed{\text{電力料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{買取単価} + \text{消費税等相当額}}$$

（注）消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

###### イ 容量市場収入の取扱い

発電所はFIP適用予定のため、容量市場には不参加である。

###### ウ 系統連携受電サービス料金の取扱い

発電所は令和6年3月31日以前にFIT認定を受けているため、系統連携受電サービス料金の支払対象外である。

###### エ FIPプレミアムの取扱い

FIP発電所に関して支払われる供給促進交付金（プレミアム）については、すべて売渡人に属するものとする。

##### (2) 電力料金の支払

原則として、売渡人は(1)により算定した電力料金を検針日の翌月の15日までに小売電気事業者に請求し、小売電気事業者は、請求の日から15日以内（以下「支払期日」という。）に売渡人に支払うものとする。なお、小売電気事業者は、支払期日までに料金を納付しない場合は、そ

の延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、売渡人に支払う。

## 8 その他

### (1) 託送供給等の契約

小売電気事業者は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに小売電気事業者の負担で必要な契約を締結すること。

### (2) 取引用計量器からの通信線等の接続

小売電気事業者の希望により、発電所内に設置した取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に売渡人の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、本契約が満了又は解除した場合は速やかに原状回復するものとする。このための設置及び撤去に係る費用は全て小売電気事業者の負担とする。

### (3) 契約期間満了時における引継ぎ事務

小売電気事業者は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に売渡人と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

### (4) 守秘義務

小売電気事業者は、本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、小売電気事業者は、契約図書及び関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

### (5) インバランス対応

小売電気事業者がインバランスに関する対応（バランシンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

### (6) 電力広域的運営推進機関への手続

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続の全ては、小売電気事業者が行う。

### (7) 非化石価値

本契約には、非化石価値を含むものとする。

### (8) 給電申合書の作成

売渡人及び小売電気事業者は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、必要事項を定めた申合書を双方協議のうえ作成、締結する。

### (9) 脱炭素化推進の取組等の計画

小売電気事業者は、令和8年8月31日までに、企画提案書に記載した次の実施計画を売渡人に提出する。

- ・卸電力購入を契機とした脱炭素化推進の取組
- ・卸電力購入を契機とした地域内経済循環につながる地域との連携・協働等の取組

### (10) 脱炭素化推進の取組等の実施報告

小売電気事業者は、(9)で提出した計画に係る年度ごとの実施状況について、翌年度の6月30日までに売渡人に報告するものとする。

### (11) 試運転電力の買取り

企画提案書で試運転電力の買取りを提案した場合は、次の試運転電力を別途協議の上、契約するところにより買い取るものとする。ただし、売電期間、発電量に変動が生じた場合でも、売渡人は補償金等一切の金銭的負担をしない。

ア 売電期間

令和8年4月1日から令和8年8月31日まで（予定）

- イ 売電電力量  
790 千kWh (予定)
- ウ 月別予定電力量  
別表のとおり

## 別表

## 月 別 予 定 発 電 電 力 量

[千 kWh]

| 月   | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 4月  |       | 206   | 206    | 206    | 206    | 206    |
| 5月  |       | 273   | 273    | 273    | 273    | 273    |
| 6月  |       | 345   | 345    | 345    | 345    | 345    |
| 7月  |       | 322   | 322    | 322    | 322    | 322    |
| 8月  |       | 275   | 275    | 275    | 275    | 275    |
| 9月  | 274   | 274   | 274    | 274    | 274    | 274    |
| 10月 | 239   | 239   | 239    | 239    | 239    | 239    |
| 11月 | 255   | 255   | 255    | 255    | 255    | 255    |
| 12月 | 300   | 300   | 300    | 300    | 300    | 300    |
| 1月  | 278   | 278   | 278    | 278    | 278    | 278    |
| 2月  | 327   | 327   | 327    | 327    | 327    | 327    |
| 3月  | 356   | 356   | 356    | 356    | 356    | 356    |
| 計   | 2,029 | 3,450 | 3,450  | 3,450  | 3,450  | 3,450  |
| 合計  |       |       | 19,279 |        |        |        |

## 月 別 予 定 発 電 電 力 量 (試運転)

[千 kWh]

| 月   | 令和8年度 |
|-----|-------|
| 4月  | 115   |
| 5月  | 151   |
| 6月  | 192   |
| 7月  | 179   |
| 8月  | 153   |
| 9月  |       |
| 10月 |       |
| 11月 |       |
| 12月 |       |
| 1月  |       |
| 2月  |       |
| 3月  |       |
| 計   | 790   |